

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(不当な客引行為等の禁止)

第七条 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは役務又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は呼び掛け、若しくはビラ、パンフレットその他の広告若しくは宣伝の用に供される物（以下「ビラ等」という。）を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引をすること。
 - 二 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供について、客引きをすること。
 - 三 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供について、客引き（午後十時から翌日の午前六時までの間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）をすること。
 - 四 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、人の身体若しくは衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、身辺に立ち塞がり、又はつきまとう等執ように客引きをすること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供について、呼び掛け、又はビラ等を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引（第一項第一号に該当する誘引を除く。）をしてはならない。
- 4 何人も、公衆の目に触れるような場所において、第一項第一号又は第二号に掲げる行為をする目的で、うろつき、又はとどまつてはならない。
- 5 警察官は、次の各号に掲げる行為が行われたと認めるときは、当該行為を行つた者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為を行つてはならない旨を命ずることができる。
- 一 第三項の規定に違反する行為
 - 二 前項の規定に違反する行為であつて、公衆に不安又は迷惑を覚えさせるようなもの（第一項第一号又は第二号に掲げる行為の状況を勘案して前項の規定による規制を行う必要性が高いと認められる区域として千葉県公安委員会規則で定める区域において行われた場合に限る。）
- 6 前項の規定による命令の効力は、当該命令をした後最初の日出時までとする。
- 7 千葉県公安委員会は、第五項各号に掲げる行為が行われた場合において、当該行為を行つた者が更に反復してそれぞれ当該各号に掲げる行為を行うおそれがあると認めるときは、当該行為を行つた者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、それぞれ当該各号に掲げる行為を行つてはならない旨を命ずることができる。
- 8 千葉県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、千葉県行政手続

条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための
手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 9 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、当事
者の申立てがあつたときは、公開しないことができる

（不当な勧誘行為（スカウト行為）の禁止）

第七条の二 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、次の各
号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 性的好奇心をそそる役務（性的好奇心をそそる見せ物に出演する役務を含む。）又
は歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして客に飲食をさせる役務に従事す
るよう勧誘をすること。
- 二 性交若しくは性交類似行為に係る人の姿態又は自己若しくは他人の性器等（性器、肛
門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行
為に係る人の姿態若しくは衣服の全部若しくは一部を着けない人の姿態であつて性欲
を興奮させ、若しくは刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するた
めの被写体となるよう勧誘をすること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、人の身体若しくは衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、
身边に立ち塞がり、又はつきまとう等執ように役務に従事するよう勧誘をすること。

- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行
為をさせてはならない。

（罰則）

第十三条 （省略）

第十四条 第七条第二項又は第七条の二第二項の規定のいずれかに違反した者は、百万円
以下の罰金に処する。

- 2 常習として第七条第二項又は第七条の二第二項の規定のいずれかに違反した者は、六
月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科
料に処する。

- 一 （省略）
- 二 第七条第一項又は第七条の二第一項の規定に違反した者
- 三 第七条第七項の規定による命令に違反した者

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処
する。

- 一 （省略）
- 二 常習として第七条第一項又は第七条の二第一項の規定に違反した者

第十六条 第七条第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留
若しくは科料に処する。

第十七条 （省略）

（両罰規定）

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十四条、第十五条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第二号又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成二五年十月二九日条例第五十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。